平成21年6月1日制定 平成22年4月1日改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1 群馬大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の身分証明証に関する取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(発 行)

- 第2 身分証明証の発行は、本人の願い出により学長が行うものとする。
- 2 身分証明証の写真は、名誉教授に提出させることができる。

(身分証明証の様式)

- 第3 身分証明証の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。
- 2 学長の証明印は、印影を印刷するものとする。

(有効期間)

第4 身分証明証の有効期間は、終身とする。

(交 付 願)

- 第5 身分証明証の交付を希望する者は、別紙様式第2号の交付願により願い出るものと する。
- 2 身分証明証の紛失,損傷及び記載事項に変更があったときは,別紙様式第3号の身分 証明証再交付願により願い出るものとする。

(貸与・譲渡の禁止)

第6 名誉教授は、身分証明証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失時の届出)

第7 名誉教授は、身分証明証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

(返納)

- 第8 名誉教授は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに身分証明証を返納しなければならない。
 - (1) 群馬大学名誉教授称号授与規則第6条の規定により名誉教授の称号を取り消されたとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 身分証明証の記載事項に変更があったとき。

(発行等の事務)

第9 身分証明証の発行等の事務は、総務部総務課広報係で行い、身分証明証発行台帳 (別紙様式第4号)を整備するものとする。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

校 章 身分証明証 GUNMA UNIVERSITY

下記の者は,本学の名誉教授であることを証明する。

2cm

写 2.5cm

真

氏 名

生年月日

有効期限

平成 年 月 日発行

群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地 国立大学法人群馬大学長 即

裏

注意事項

- 1 この身分証明証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この身分証明証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 この身分証明証は、次の各号の一に該当したときは、直ちに返納しなければならない。
 - (1) 有効期間が満了したとき。
 - (2) 記載事項に変更があったとき。
- 4 図書館で図書を借りる場合は、この身分証明証を提示すること。
- 5 この身分証明証には、磁気テープが入力されているので、取扱いに注意すること。

(バーコード)

別紙様式第2号

(決	裁	欄)	

身分証明証交付願

平成 年 月 日

国立大学法人

群馬大学長殿

氏 名個人番号生年月日 大・昭 年 月 日生

身分証明証の交付をお願いします。

6月以内に撮影したカラー写真(4.5cm×3.5cm,上半身,正面,脱帽)添付) ※この交付願により取得した個人情報は、身分証明証の発行事務に利用されます。

(決	裁	欄)	

身分証明証再交付願

平成 年 月 日

国立大学法人

群馬大学長殿

氏 名個人番号生年月日 大・昭 年 月 日生

下記に理由により, 身分証明証の再交付をお願いします。

記

□紛失 □その他()
□改姓(旧氏名)

※この交付願により取得した個人情報は、身分証明証の発行事務に利用されます。

別紙様式第4号

整理番号	学部等	職	名	氏	名	個人番号	生年月日	発 行 年月日	再発行 年月日	返 納年月日	備考
							大・昭 年 月 日				
							大・昭 年 月 日				
							大・昭 年 月 日				
							大・昭 年 月 日				
							大・昭 年 月 日				
							大・昭 年 月 日				